

経 済 産 業 省

平成 19・02・27 貿局第 3 号
輸入注意事項 1 9 第 3 号
経済産業省貿易経済協力局

「原子力関連貨物」の輸入の承認について」を別紙のとおり制定する。

平成 1 9 年 3 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「原子力関連貨物」の輸入の承認について

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる原子力関連貨物の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

記

1 対象品目

(1) 核原料物質・核燃料物質

- ① 関税率表の第26・12項に該当するウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）
- ② 関税率表の第2844・10号に該当するもののうち、天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金（フェロウランを除く。）、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
- ③ 関税率表の第2844・20号に該当するもののうち、ウラン235を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金（フェロウランを除く。）、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
- ④ 関税率表の第2844・30号に該当するもののうち、ウラン235を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金（フェロウランを除く。）、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
- ⑤ 関税率表の第2844・40号に該当するもののうち、核分裂性同位元素の化合物並びにこれを含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
- ⑥ 関税率表の第2844・50号に該当する使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）

(注) この輸入注意事項中、「核原料物質」とは、核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（昭和32年政令第325号）第2条に規定する核原料物質をいい、「核燃料物質」とは、同政令第1条に規定する核燃料物質をいう。

(2) ジルコニウムの管

関税率表の第8109・90号に該当するもののうち、ジルコニウムの管（原子炉本体を構成するために設計、製造されたものであって、ハフニウムの重量がジルコニウムの重量の500分の1未満のものに限る。）

(3) 原子炉等

- ① 関税率表の第8401・10号に該当する原子炉
- ② 関税率表の第8401・30号に該当する核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）
- ③ 関税率表の第8401・40号に該当する原子炉の部分品

(4) 電離放射線の測定用機器等

- ① 関税率表の第9030・10号に該当するもののうち、電離放射線の測定用又は検出用の機器（核燃料物質を含むものに限る。）
- ② 関税率表の第9030・90号に該当するもののうち、電離放射線の測定用又は検出用の機器（核燃料物質を含むものに限る。）の部分品及び附属品（核燃料物質を含むものに限る。）

2 申請者の資格

- (1) 核原料物質については、当該貨物を使用する者又はその者から委任を受けた者
- (2) 核燃料物質、原子炉等及び電離放射線の測定用機器等（核燃料物質を含むものに限る。）については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第61条第8号に規定する者又はその者から委任を受けた者
- (3) ジルコニウムの管及び原子炉等のうち核燃料物質を含まないものについては、当該貨物を輸入しようとする者

3 書面申請手続

- (1) 申請書の提出先
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
- (2) 申請書の受付時間
毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。
- (3) 申請書の提出部数
輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010）・・・2通及び写し2通。ただし、ジルコニウムの管及び原子炉等のうち核燃料物質を含まないものにあつては、2通及び写し1通
- (4) 添付書類
 - ① 申請者の資格を有することを証する書類
 - (イ) 核原料物質
 - (a) 核原料物質を使用する者：
当該物質を使用することができる者であることを証する次のいずれかの書類の写し3通。ただし、4)にあつては、正本及び写し2通
 - 1) 原子炉等規制法第57条の8の規定による届出書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書
 - 2) 原子炉等規制法第3条の規定による指定書、原子炉等規制法第6条の規定による変更の許可を受けた場合にあつては変更許可書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書
 - 3) 原子炉等規制法第61条の3の規定による許可書及び原子炉等規制法第61条の5の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書
 - 4) 原子炉等規制法第57条の8第1項第3号の規定に該当する場合にあつてはその旨の説明を記載した書類
 - (b) 核原料物質を使用する者から委任を受けた者：
核原料物質を使用する者についての(イ)(a)に掲げる書類及び委任状の写し3通
 - (ロ) 核燃料物質

核燃料物質を輸入することができる者であることを証する次のいずれかの書類の写し3通。

(a) 製錬事業者：

原子炉等規制法第3条の規定による指定書、原子炉等規制法第6条の規定による変更の許可を受けた場合にあつては変更許可書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書

(b) 加工事業者：

原子炉等規制法第13条の規定による許可書、原子炉等規制法第16条の規定による変更の許可を受けた場合にあつては変更許可書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書

(c) 原子炉設置者：

原子炉等規制法第23条の規定による許可書（核原料物質、核燃料物質、原子炉に関する法律の一部を改正する法律（昭和43年法律第55号。以下「原子炉等規制法一部改正法」という。）附則第2項の規定により原子炉等規制法第23条の規定による許可を受けたものとみなされた場合を除く。）、原子炉等規制法第26条の規定による変更の許可を受けた場合にあつては変更許可書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書

(d) 再処理事業者：

原子炉等規制法第44条の規定による指定書若しくは承認書、原子炉等規制法第44条の4の規定による変更の許可若しくは承認を受けた場合にあつては変更許可書若しくは変更承認書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書

(e) 核燃料物質使用者：

原子炉等規制法第52条の規定による許可書、原子炉等規制法第55条の規定による変更の許可を受けた場合にあつては変更許可書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書

(f) 上記(a)から(e)までの者から委任を受けた者：

委任者が核燃料物質を輸入することができる者であることを証する(ロ)(a)から(e)までに掲げる書類及び委任状

(ハ) 原子炉等及び電離放射線の測定用機器等（核燃料物質を含むものに限る。）

(ロ) に規定するところによる申請資格を有することを証する書類

- ② 海外の売り手からのオファー又はこれに準ずる書類の写し3通（ジルコニウムの管及び原子炉等のうち核燃料物質を含まないものにあつては、2通）
- ③ 申請品目の種類、形状、数量、金額、使用目的、需要者名（設置場所又は工場名）、最終需要者名、必要とする理由等を記載した申請内容説明書3通（ジルコニウムの管及び原子炉等のうち核燃料物質を含まないものにあつては、2通）
- ④ 輸入承認に当たり必要がある場合は、許可書等の原本並びに①から③までに掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。
- ⑤ 提出書類は原則として返還しない。ただし、許可書等の原本は確認後返還する。

4 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

① 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）、

返信用封筒（返信用切手を貼り付けて、宛先を記入のこと）、委任状（法人代表以外の申請者の場合）、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD（3.5 inch, 2HD, 1.44MBフォーマット済みのもの）

（注）外国法人又は外国人の場合は、登記簿謄本又は住民票に代えて所在を証明できる書類

② 郵送先

〒100-8901

東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な「輸入承認申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

(3) ダイヤルアップ申請

① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用のこと。

(イ) 経済産業省配布の申請書編集ソフトウェア

(ロ) テキストエディタ

(ハ) XMLエディタ

② 受付電話番号

03-5251-3030

(4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。

インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

(5) 品目コード

AET

(6) 受付窓口

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(7) 申請受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。ただし、行政機関の休日を除く。

*受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）

(8) 添付書類

① 申請者の資格を有することを証する書類

(イ) 核原料物質

(a) 核原料物質を使用する者：

当該物質を使用することができる者であることを証する次のいずれかの書類

1) 原子炉等規制法第57条の8の規定による届出書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書

2) 原子炉等規制法第3条の規定による指定書、原子炉等規制法第6条の規定によ

- る変更の許可を受けた場合にあつては変更許可書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書
- 3) 原子炉等規制法第61条の3の規定による許可書及び原子炉等規制法第61条の5の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書
- 4) 原子炉等規制法第57条の8第1項第3号の規定に該当する場合にあつてはその旨の説明を記載した書類
- (b) 核原料物質を使用する者から委任を受けた者：
核原料物質を使用する者についての(イ)(a)に掲げる書類及び委任状
- (ロ) 核燃料物質
核燃料物質を輸入することができる者であることを証する次のいずれかの書類
- (a) 製錬事業者：
原子炉等規制法第3条の規定による指定書、原子炉等規制法第6条の規定による変更の許可を受けた場合にあつては変更許可書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書
- (b) 加工事業者：
原子炉等規制法第13条の規定による許可書、原子炉等規制法第16条の規定による変更の許可を受けた場合にあつては変更許可書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書
- (c) 原子炉設置者：
原子炉等規制法第23条の規定による許可書（原子炉等規制法一部改正法附則第2項の規定により原子炉等規制法第23条の規定による許可を受けたものとみなされた場合を除く。）、原子炉等規制法第26条の規定による変更の許可を受けた場合にあつては変更許可書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書
- (d) 再処理事業者：
原子炉等規制法第44条の規定による指定書若しくは承認書、原子炉等規制法第44条の4の規定による変更の許可若しくは承認を受けた場合にあつては変更許可書若しくは変更承認書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書
- (e) 核燃料物質使用者：
原子炉等規制法第52条の規定による許可書、原子炉等規制法第55条の規定による変更の許可を受けた場合にあつては変更許可書及び同条の規定による変更の届出をした場合にあつては変更届出書
- (f) 上記(a)から(e)までの者から委任を受けた者：
委任者が核燃料物質を輸入することができる者であることを証する(ロ)(a)から(e)までに掲げる書類及び委任状
- (ハ) 原子炉等及び電離放射線の測定用機器等（核燃料物質を含むものに限る。）
(ロ)に規定するところによる申請資格を有することを証する書類
- ② 海外の売り手からのオファー又はこれに準ずる書類
- ③ 申請品目の種類、形状、数量、金額、使用目的、需要者名（設置場所又は工場名）、最終需要者名、必要とする理由等を記載した申請内容説明書
- ④ 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。）の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）

- ⑤ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した交付依頼書（様式自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。）
 - ⑥ 上記書類のスキャナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付資料の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。
 - ⑦ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。
 - ⑧ ⑥及び⑦の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
 - ⑨ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。
*電子申請時に添付できるファイル拡張子は、以下のとおり。
j p e g、j p g、g i f、p d f、t x t、h t m、h t m l、x m l
- (9) その他、電子申請に係る運用は運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

5 輸入承認基準

当該輸入承認申請が3又は4に従って行われたものであることを確認の上、審査の結果適当と認められる場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で承認を行うものとする。

6 その他の事項

- (1) 核燃料物質の輸入承認に当たり、当該物質について講じられる防護措置について、資源エネルギー庁長官の確認を受けるべき旨の条件を付すことがある。
- (2) 本輸入注意事項に基づき承認された輸入貨物については、輸入通関後、原子炉等規制法の規定に基づき管理すること。

経済産業省

平成 19・02・27 貿局第 3 号
輸入注意事項 19 第 4 号
経済産業省貿易経済協力局

「ワシントン条約動植物及びその派生物」の輸入の承認について」を別紙のとおり制定する。

平成 19 年 3 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「ワシントン条約動植物及びその派生物」の輸入の承認について

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1（1）に掲げるワシントン条約動植物及びその派生物の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

記

1 輸入承認申請の対象

(1) 対象品目

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書Iに掲げる種に属する動物（まっこう鯨、つち鯨、みんく鯨（*Balaenoptera acutorostrata*及び*Balaenoptera bonaerensis*）、いわし鯨、にたり鯨、ながす鯨及びカワゴンドウを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約の附属書により条約が適用される品目に限る。以下「ワシントン条約動植物及びその派生物」という。）

(2) 対象となる輸入

- ① 平成11年2月1日付け輸入注意事項第11第1号「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく輸入許可書の発行について」に定めた別紙様式「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく輸入許可（申請）書」（以下「輸入許可書」という。）の発給が必要となるワシントン条約動植物及びその派生物を輸入する場合
- ② ワシントン条約動植物及びその派生物の輸出者が、輸出する国又は地域のワシントン条約に係る管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）から条約適用前取得のものである旨を証明する書類（ワシントン条約第7条第2項に基づき発給されたものに限る。以下「条約適用前取得証明書」という。）の発給を受けている場合
- ③ ワシントン条約動植物及びその派生物の輸出者が、輸出する国又は地域の管理当局等から輸出許可書又は再輸出証明書（ワシントン条約第7条第4項に基づき発給されたものに限る。以下「輸出許可書等」という。）の発給を受けている場合
- ④ ワシントン条約動植物及びその派生物の輸出者が、輸出する国又は地域の管理当局等から当該動植物が繁殖させたもの（動物にあつては飼育下で繁殖させたもの、また、植物にあつては人工的に繁殖させたもの）である旨を証明する書類（ワシントン条約第7条第5項に基づき発給されたものに限る。以下「繁殖証明書」という。）の発給を受けている場合
- ⑤ ワシントン条約動植物及びその派生物の輸出者が、輸出する国又は地域の管理当局等から移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会を構成する動植物等の移動のための証明書（ワシントン条約第7条第7項に基づき発給されたものに限る。以下「移動展示証明書」という。）の発給を受けている場合

(注)

1. 上記①の場合、輸入承認申請を行おうとする者は、輸出する国又は地域に対して、輸入しようとするワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がW、F、C、A又はRであることを確認し、また、当該国又は地域（記号がC及びAの場合には、当該国又は地域の管理当局等）がワシントン条約第3条の手続きのために輸入許可書の発給を求めていることを確認すること。
2. 上記②は、条約適用前取得証明書に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がOである場合に限る。
3. 上記③は、輸出許可書等に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がDである場合に限る。
4. 上記④は、繁殖証明書に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がC又はAである場合に限る。（上記①の場合を除く。）
5. 上記⑤は、移動展示証明書に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がO、C又はAであり、かつ、輸出の目的を示す記号がQ（サーカス及び移動展示）である場合に限る。（上記①、②及び④の場合を除く。）

| 記号 | 出所の区分 |
|----|--|
| W | 野生から取得した動植物 |
| F | F 1世代又は野生と同等の飼育下で繁殖させた動物 |
| D | 飼育下で繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物(商業目的で繁殖させたもの) |
| C | 人工的に繁殖させた動物(非商業目的で繁殖させたもの) |
| A | 人工的に繁殖させた植物(非商業目的で繁殖させたもの) |
| R | ランチング事業から生まれた動物 |
| O | 条約適用前に取得されたもの |

※上記の「F 1世代」とは、当該動物の親が野生の場合に用いられる。また「野生と同等の飼育下で繁殖させた動物」とは、制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本の定義を満たさない場合に用いられる。

2 書面申請手続

(1) 申請書の提出先

- ① はく製及び加工品の輸入 …………… 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
(野生動植物貿易審査班)
- ② 上記以外の輸入(生死の別を問わない) …………… 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
農水産室(野生動植物貿易班)

(2) 申請書の提出部数

- ① 1の(2)の①の輸入の場合 …………… 3通
- ② 1の(2)の②から⑤の輸入の場合 …………… 2通

(3) 輸入承認申請書の提出単位について

- ① (2)の①の申請の場合は、必要とされる輸入許可書ごとに申請書を提出するものとする。

② (2)の②から⑤の申請の場合には、発給された条約適用前取得証明書、輸出許可書等、繁殖証明書、移動展示証明書ごとに申請書を提出するものとする。

(4) 申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。)を除く。

(5) 添付書類

① 1の(2)の①の輸入の場合

- ア 輸入契約書の原本及びその写し2通(英文でない場合には、和訳又は英訳したもの(任意様式)を添付のこと。)
- イ 輸入承認申請説明書(別紙様式1)2通
- ウ 学術研究用として使用する者が発行した学術研究用である旨の誓約書(別紙様式2)の原本及びその写し1通
- エ 輸入許可書2通

② 1の(2)の②から⑤の輸入の場合

- ア 輸入契約書の原本及びその写し1通(英文でない場合には、和訳又は英訳したもの(任意様式)を添付のこと。)
- イ 輸入承認申請説明書(別紙様式1)1通
- ウ 申請に係る貨物を輸出する国又は地域の管理当局等が発給した条約適用前取得証明書(ただしアフリカゾウ又はアジアゾウの牙又はその加工品を輸入する場合にあっては、ワシントン条約が発効した日より前に当該貨物が取得されたものであることが明らかに証明されたものでなければならない。)、輸出許可書等、繁殖証明書又は移動展示証明書の原本の写し2通
- エ 1の(2)の④の輸入の場合にあっては、共同保護計画に関する合意書の原本及び写し1通
- オ 1の(2)の⑤の輸入の場合にあっては以下の書類
 - a) 移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の内容を説明する書類(別紙様式6)及びサーカス等の開催内容に関するパンフレット等各2通
 - b) 移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の主催者から委託を受けた者にあっては、委託を受けていることを証する書類の原本及び写し2通
 - c) 生きているものを輸入しようとする者にあっては、これを収容し、その世話をするための適当な設備を有していることを説明する書類(様式任意)(図面及び写真を含む。また、当該設備について法令(地方自治体の条例を含む。)上許可等が必要な場合には、当該許可等を得ていることを証する書類を添付すること。)1通

③ 1の(2)の①、②及び④の輸入の場合であって、生きているものを輸入しようとする者にあっては、これを収容し、その世話をするための適当な設備を有していることを説明する書類(様式任意)(図面及び写真を含む。)1通(ただし、1の(2)の①に該当するものにあっては2通)

④ 1の(2)の①から⑤のいずれかに該当する場合であって、アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「種の保存法」という。)施行令別表第1の表1及び別表第2の表1に掲げる種で同法第6条第2項第3号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品(以下「個体等」という。)を輸入しようとする場合

にあつては、学術研究又は繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨の当該輸出国の政府機関の発給する証明書の写し1通

- ⑤ 1の(2)の①及び④に該当する場合であつて、申請者本人(別紙様式2において委託された者を含む。)以外の者が当該貨物に係る輸入申請手続を行う場合にあつては、輸入申請手続代行証明書(別紙様式5)1通
- ⑥ 必要があると認めるときは、②のウの書類の原本の提示を求めることがある。
- ⑦ 特に必要があると認めるときは、上記以外の書類等の提出を求めることがある。
- ⑧ 提出書類は、原則として輸入契約書の原本以外は返還しない。

3 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

① 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿(法人の場合)、住民票(個人の場合)、返信用封筒(返信用切手を貼り付けて、宛先を記入のこと)、委任状(法人代表以外の申請者の場合)、(外国法人、外国人の場合は登記簿、住民票にかえて、所在の証明できる書類)、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD(3.5inch, 2HD, 1.44MBフォーマット済みのもの)

② 郵送先

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

- ③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号(特定手続等に係る申請者の届出について)の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機(以下「専用電子計算機」という。)に備えられたファイルから入手可能な「輸入承認申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第5項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置(以下「特定入出力装置」という。)から入力すること。

(3) ダイアルアップ申請

- ① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用のこと。

イ 経済産業省配布の申請書編集ソフトウェア

ロ テキストエディタ

ハ XMLエディタ

- ② 受付電話番号

03-5251-3030

(4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。

インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

(5) 品目コード

- ① はく製及び加工品 WCS 1
- ② 上記以外のもの（生死の別を問わない） WCS 2

(6) 受付窓口

- ① はく製及び加工品の輸入貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
(野生動植物貿易審査班)
- ② 上記以外の輸入（生死の別を問わない）貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
農水産室（野生動植物貿易班）

(7) 申請受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。ただし、行政機関の休日を除く。

※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）

(8) 添付書類

① 1の(2)の①の輸入の場合

- ア 輸入契約書（英文でない場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。）
- イ 輸入承認申請説明書（別紙様式1）
- ウ 学術研究用として使用する者が発行した学術研究用である旨の誓約書（別紙様式2）
- エ 輸入許可書2通

※③に定める方法により、郵送のこと。

② 1の(2)の②から⑤の輸入の場合

- ア 輸入契約書（英文でない場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。）
- イ 輸入承認申請説明書（別紙様式1）
- ウ 申請に係る貨物を輸出する国又は地域の管理当局等が発給した条約適用前取得証明書（ただしアフリカゾウ又はアジアゾウの牙又はその加工品を輸入する場合にあっては、ワシントン条約が発効した日より前に当該貨物が取得されたものであることが明らかに証明されたものでなければならない。）、輸出許可書等、繁殖証明書又は移動展示証明書

エ 1の(2)の④の輸入の場合にあっては、共同保護計画に関する合意書の原本

オ 1の(2)の⑤の輸入の場合にあっては以下の書類

- a) 移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の内容を説明する書類（別紙様式6）及びサーカス等の開催内容に関するパンフレット等
- b) 移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の主催者から委託を受けた者にあっては、委託を受けていることを証する書類
- c) 生きているものを輸入しようとする者にあっては、これを収容し、その世話をするための適当な設備を有していることを説明する書類（様式任意）（図面及び写真を含む。また、当該設備について法令（地方自治体の条例を含む。）上許可等が必要な場合には、当該許可等を得ていることを証する書類を添付すること。）

③ 1の(2)の①、②及び④の輸入の場合であって、生きているものを輸入しようとする者にあっては、これを収容し、その世話をするための適当な設備を有していることを説明する書類（様式任意）（図面及び写真を含む。）

④ 1の(2)の①から⑤のいずれかに該当する場合であって、アメリカ合衆国、ロシア又はオース

トラリアから輸入する種の保存法施行令別表第1の表1及び別表第2の表1に掲げる種で同法第6条第2項第3号に規定する個体等を輸入しようとする場合にあっては、学術研究又は繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨の当該輸出国の政府機関の発給する証明書

- ⑤ 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について）（以下「運用通達」という。）の定めるところによる別紙参考様式第1「申請者本人が当該原本の写しは原本と相違ないことを誓約した書類」（以下「原本証明書」という。）
- ⑥ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した交付依頼書（様式自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。）
- ⑦ 上記書類のスキヤナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録（①のエを除く。）、若しくは、運用通達の定めるところの別紙参考様式第2による送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出するものとする。
- ⑧ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。なお、これを超える場合には送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出するものとする。
- ⑨ ⑦及び⑧の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
- ⑩ 審査に当たり、必要がある場合は、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。

※電子申請時に添付できるファイル拡張子は、以下のとおり。

j p e g , j p g , g i f , p d f , t x t , h t m , h t m l , x m l

- (9) その他、電子申請に係る運用は運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

4 輸入承認基準

- (1) 当該輸入承認申請が2又は3に従って行われたものであることを確認の上、我が国としてワシントン条約を誠実に履行する観点から審査を行い、その結果適当な輸入であると認められる場合に承認を行うものとする。ただし、輸入公表三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域以外の国又は地域からの輸入については、原則として承認を行わない。
- (2) 1の(2)の①に該当するものの輸入は、(1)の基準に加え、次の条件が満たされた場合に認められる。
 - ① 輸入しようとする種の養繁殖及び生態等に関する研究並びにその他の生物学的研究等の学術研究に使用するために輸入する場合（当該研究を行うに十分な能力を有する研究者又は研究機関等の申請であって、その研究実績や研究計画書から学術研究目的が顕著であると認められる場合に限る。）
 - ② 下表の左欄に掲げる種の区分ごとに、右欄に掲げる担当省庁から、当該輸入が輸入に係る種の存続を脅かす目的でない旨と助言された場合
 - ③ 生きているもの場合には、下表の左欄に掲げる種の区分ごとに、右欄に掲げる担当省庁から、これを收容し、その世話をするための適当な設備を有していると認められた場合。

| ワシントン条約の附属書による区分 | | 担当省庁 |
|------------------|---|------------------------------|
| 動物界 | ①哺乳綱（食肉目（イタチ科カリフォルニアラッコ、あしか科、セイウチ科及びあざらし科に限る。）、くじら目及び海牛目を除く。） ②鳥綱 ③爬虫綱（うみがめ科及びおさがめ科を除く。） ④両生綱 ⑤節足動物門 ⑥環形動物門 | 環境省自然環境局野生生物課 |
| | ①哺乳綱中の食肉目（イタチ科カリフォルニアラッコ、あしか科、セイウチ科及びあざらし科に限る。）、くじら目及び海牛目 ②爬虫綱中のうみがめ科及びおさがめ科 ③板鰓綱 ④条鰭綱 ⑤肉鰭綱 ⑥軟体動物門 ⑦花虫綱 ⑧ヒドロ虫綱 | 農林水産省水産庁増殖推進部 漁場資源課生態系保全室 |
| 植物界 | 草本類 | 農林水産省生産局果樹花き課 |
| | 木本類 | 農林水産省林野庁森林整備部 研究・保全課 |

(3) 1の(2)の④に該当するものの輸入は、(1)の基準に加え、各々の寄付、交換又は貸与が利潤のためではなく、輸入しようとする種の一以上の生息国の参加又は支援を受けて行われる共同保護計画による場合に認められる。

(4) 1の(2)の⑤に該当するものの輸入は、(1)の基準に加え、ワシントン条約動植物及びその派生物を我が国へ輸入通関した日から再輸出されるまでの期間が3年を超えない場合に認められる。

5 輸入承認申請書の記載要領

(1) 輸入承認申請書（以下「申請書」という。）の「1 関税率表の番号等」の欄には、当該輸入承認を申請しようとする品目に該当する関税率表（関税定率法（明治43年法律第54号）の別表の関税率表をいう。）の「番号」欄に掲げる4けた又は6けたの項数又は号数を記載する。

(2) 申請書の「2 商品名」の欄には、輸入しようとする貨物の具体的な名称を記載するとともに、輸入しようとする貨物に係るワシントン条約附属書Iに掲げる種に属する動物又は植物の学術名を記載する。

- (3) 申請書の「3 型及び銘柄」の欄には、輸出する国又は地域の管理当局等が発給した条約適用前取得証明書、輸出許可書等、繁殖証明書又は移動展示証明書等に従って、輸入しようとするワシントン条約動植物及びその派生物の出所の区分に対応する1の(注)の表の記号を記載する。
- (4) 申請書の「4 原産地」の欄には、輸出する国又は地域の管理当局等が発給した条約適用前取得証明書、輸出許可書等、繁殖証明書又は移動展示証明書等に従って、輸入しようとするワシントン条約動植物及びその派生物の原産地を国・地域名により記載する。
- (5) 申請書の「数量及び単位(金額)」の欄に記載する数量単位は、商慣習上の取引単位(例えば、頭、匹、羽、株、本又は個等)によるものとする。
- (6) 申請書の「総額(US\$)」の欄は、記載を要しない。
- (7) 上記以外の欄に係る申請書の記載に当たっては、平成10年3月4日付け輸入注意事項10第36号(輸入(承認・割当)申請書(T-2010)の記載要領及びその取扱い等について)に従うものとする。

6 その他の事項

- (1) 輸入承認を受けた者は、輸入通関に際し、輸出した国又は地域の管理当局等が発給した条約適用前取得証明書、輸出許可書等(以下、ワシントン条約第3条に基づき発給された輸出許可書及び再輸出証明書を含む。)、繁殖証明書又は移動展示証明書の原本を税関に提出しなければならない。
- (2) 輸入承認を受けた者(動物の生体を輸入する者及び1の(2)の⑤により輸入する者に限る)は、輸入通関後2週間以内に輸入状況報告書(別紙様式3)を承認担当課(室)に提出しなければならない。
- (3) 輸入承認を受けた者は、当該輸入承認証を使用しなかった場合には、承認担当課(室)に輸入承認証の原本を速やかに返却しなければならない。
- (4) 1の(2)の①に該当する場合
 - ① 輸入承認を受けて輸入したワシントン条約動植物及びその派生物は、学術研究用以外に使用してはならない。
 - ② 使用者から委託されて輸入承認を受けた者は、輸入通関をした貨物を引き渡したときから2週間以内に引渡報告書(別紙様式4)を承認担当課(室)に提出しなければならない。
 - ③ 輸入許可書の発行を受けた者は、輸入通関に際し、当該輸入許可書の原本を、輸出した国又は地域の管理当局等が発給した輸出許可書等の原本に添付し、税関に提出すること。
- (5) 1の(2)の④に該当する場合
使用者から委託されて輸入承認を受けた者は、輸入通関をした貨物を引き渡したときから2週間以内に引渡報告書(別紙様式4)を承認担当課(室)に提出しなければならない。
- (6) 2の(5)の②のウに基づき提出された書類及び3の(8)の②のウに基づき指定電子計算機に備えられたファイルに記載された情報については(条約適用前取得証明書、輸出許可書等、繁殖証明書及び移動展示証明書)、当該貨物の原産国・地域若しくは当該書類を発給した国・地域の管理当局等又はワシントン条約事務局に確認を行う。
- (7) 虚偽の内容のある書類を提出した者及び(2)の輸入状況報告書又は(4)の②の引渡報告書を提出しなかった者並びに(4)の①に違反した者に対しては、次回から承認を行わないことがある。
- (8) 1の(2)の⑤により輸入する場合であって、申請の際に提出した移動動物園、サーカス、動物

展、植物展その他の移動する展示会の内容を説明する書類（別紙様式6）に記載された事項を変更する場合には、以下により内容変更を行わなければならない。

① 提出書類

- イ) 内容変更承認申請書（別紙様式7）2通
- ロ) 当該内容変更に係る理由書（A4判、様式任意）1通
- ハ) 内容変更を行おうとする輸入承認証の原本及び写し各1通
- ニ) 内容変更を立証する書類1通
- ホ) その他必要がある場合には、イ)～ニ)に掲げる書類以外の書類

② 提出先

- イ) はく製及び加工品の輸入 ……………貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
(野生動植物貿易審査班)
- ロ) 上記以外の輸入（生死の別を問わない） ……………貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
農水産室（野生動植物貿易班）

[別紙様式1]

輸 入 承 認 申 請 説 明 書

平成 年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

申請者 住所 〒
(企業名)
氏名

輸入注意事項19第4号に基づく輸入承認申請説明書を下記のとおり提出します。

記

| | | |
|--|----------------------|--|
| 輸 入 者 | 氏名又は企業名及び 代表者名 | |
| | 住所及び連絡先 | 〒 TEL |
| 輸 入 し よ う と す る 貨 物 | 動物及び植物の名称 | (学名) (英名) (和名) |
| | 輸入時点の貨物の 状態等 | (生死の別) (加工製品名) (数量及び単位) |
| | 野生、繁殖又は条約 適用前取得の別 | 野 生 ・ 繁 殖 ・ 条 約 適 用 前 取 得 |
| | 販売 (引渡) 先 | (氏名又は企業名及び代表者名) (住所及び連絡先) 〒 TEL (販売又は引渡開始予定日) 平成 年 月 日 |
| | 輸入予定港 | |
| 輸 出 者 | 氏名又は企業名 | |
| | 住所及び連絡先 | |
| | 輸出国等 | (輸出国) (船積地) (当該貨物の原産国又は地域) |

- (注) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。
2. 記載事項は、やむを得ない場合には英語で記入しても差し支えありません。

[別紙様式2]

学 術 研 究 用 の 使 用 誓 約 書

平成 年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

氏名又は企業名

代 表 者 名

署名又は押印

所 在 地

電 話 番 号

担 当 者 名

- 1 下記(1)～(3)の商品は、下記のとおり学術研究用として使用するものです。
なお、当該品は学術研究用以外には使用しないことを誓約します。

記

(1) 商 品 名

(2) 関税率表の番号等

(3) 数 量 匹(又は個数)

(4) 研究計画(目的、内容、場所、期間、研究成果の発表方法等)

- 2 当該商品の輸入は、次のものに委託しました。

(1) 会 社 名

(2) 所 在 地

- (注) 1. 1の(4)の研究計画は別紙としても差し支えありません。
2. 誓約者と輸入者が同一の場合は、2に記入する必要はありません。
3. この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

[別紙様式3]

輸 入 状 況 報 告 書

平成 年 月 日

経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部 課(室) 御中

氏名又は企業名
代 表 者 名
所 在 地
電 話 番 号
担 当 者 名

下記のとおり輸入通関しましたので、輸入注意事項19第4号の6の(2)に基づき報告します。

記

商 品 名 :

関税率表の番号等 :

輸 出 国 :

輸入承認証番号 :

承認年月日 :

通関年月日 :

通関数量 :

- (注) 1. この報告書には、輸入承認証の写しを添付してください。
2. この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

[別紙様式4]

引 渡 報 告 書

平成 年 月 日

経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部 課(室) 御中

氏名又は企業名
代 表 者 名
所 在 地
電 話 番 号
担 当 者 名

下記のとおり引き渡しましたので、輸入注意事項19第4号の6の(4)の②又は(5)に基づき報告します。

記

商 品 名 :

関税率表の番号等 :

引 渡 年 月 日 :

引 渡 先 :

引 渡 数 量 :

輸入承認証の番号 :

承 認 年 月 日 :

通 関 年 月 日 :

通 関 数 量 :

- (注) 1. この報告書には、当該商品の販売(引渡)を証する書類の写し(受領書等)を添付してください。
2. この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

[別紙様式5]

輸 入 申 請 手 続 代 行 証 明 書

平成 年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

氏名又は企業名
代 表 者 名
所 在 地
電 話 番 号
担 当 者 名

署名又は押印

下記の貨物の輸入申請手続を以下の者に依頼したことを証明します。

記

1. 貨 物

(1) 貨物名及び学術名

(2) 関税率表の番号等

(3) 数 量 頭/羽/匹/個/その他 ()

2. 依 頼 先

(1) 氏名又は企業名

(2) 代 表 者 名

(3) 所 在 地

(4) 電 話 番 号

(5) 担 当 者 名

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

[別紙様式 6]

| | |
|--------------------------------------|------------------------------|
| 移動動物園、サーカス、動物展、植物展 その他の移動する展示会の名称 | |
| 主催者の氏名及び住所 | |
| 開催場所（住所）及び開催期間 | |
| 動植物の名称及び数量 | (学名) (英名) (和名) (数量) |
| 輸入予定年月日及び輸入予定港 | |
| 再輸出予定年月日 | |

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

[別紙様式7]

内 容 変 更 承 認 申 請 書

平成 年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

申請者名 _____
記名押印 _____
又は署名 _____
住 所 _____
電話番号 _____
及び担当者名 _____

次の輸入承認証の変更の承認を申請します。

1. 輸入承認証の内容

- (1) 承認番号
- (2) 承認年月日

2. 変更申請の内容

| 原承認の内容 | 変更後の内容 |
|--------|--------|
| | |

3. 変更理由

申請のあった上記の内容変更については承認する。

※経済産業大臣の記名押印

資 格 _____
記名押印 _____

- (注) 1. 本申請書の大きさはA列4番とすること。
- 2. 本申請書に記載しきれない場合は、適宜別紙として添付すること。
- 3. ※印のある欄には記入しないこと。

経済産業省

平成 19・02・27 貿局第 3 号
輸入注意事項 19 第 5 号
経済産業省貿易経済協力局

「医薬品類」の輸入の承認について」を別紙のとおり制定する。

平成 19 年 3 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「医薬品類」の輸入の承認について

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる医薬品類の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

記

1 対象品目

| 関税率表の番号等 | 品目 | 備考 |
|---------------|--|------|
| 1211・30 | ・コカ葉 | 麻薬 |
| 1211・40 | ・けしがら | あへん |
| 1211・90-3 | ・大麻草 | 大麻 |
| 1301・90 | ・大麻の樹脂 | 大麻 |
| 1302・11 | ・生あへん | あへん |
| 1302・19-3-(2) | ・大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン | 大麻 |
| 2914・31 | ・フェニルプロパン-2-オン（別名フェニルアセトン） | 覚せい剤 |
| 2918・19 | ・4-ヒドロキシ酪酸（別名GHB）及びその塩類 | 麻薬 |
| 2921・46 | ・フェニルアミノプロパン及びその塩類 | 覚せい剤 |
| 2921・49 | ・N-エチル-1-フェニルシクロヘキシルアミン（別名エチシクリジン）及びその塩類 | 麻薬 |
| 2922・19 | ・3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン（別名アセチルメタドール）及びその塩類 | 麻薬 |
| | ・ α -3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン（別名アルファアセチルメタドール）及びその塩類 | 麻薬 |
| | ・ β -3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン（別名ベータアセチルメタドール）及びその塩類 | 麻薬 |
| | ・ α -3-アセトキシ-6-メチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン（別名ノルアシメタドール）及びその塩類 | 麻薬 |
| | ・6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノール（別名ジメフェプタノール）及びその塩類 | 麻薬 |
| | ・ α -6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノール（別名アルファメタドール）及びその塩類 | 麻薬 |
| | ・ β -6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノール（別名ベータメタドール）及びその塩類 | 麻薬 |

| | | |
|---------|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 4-ジメチルアミノ-3-メチル-1,2-ジフェニル-2- (プロピオニルオキシ) ブタン (別名プロボキシフェン) 及びその塩類 ・ (2-ジメチルアミノ) エチル-1-エトキシ-1,1-ジフェニルアセテート (別名ジメノキサドール) 及びその塩類 | 麻薬 麻薬 |
| 2922・29 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 4-エチル-2,5-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (別名DOET) 及びその塩類 ・ 2,5-ジメトキシ-4-α-ジメチルフェネチルアミン (別名DOM) 及びその塩類 ・ 2,5-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (別名DMA) 及びその塩類 ・ 3,4,5-トリメトキシフェネチルアミン (別名メスカリン) 及びその塩類 ・ 3,4,5-トリメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (別名TMA) 及びその塩類 ・ 4-プロモ-2,5-ジメトキシフェネチルアミン及びその塩類 ・ 4-プロモ-2,5-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (別名プロランフェタミン) 及びその塩類 ・ 4-メトキシ-α-メチルフェネチルアミン (別名PMA) 及びその塩類 ・ 2,4,5-トリメトキシ-α-メチルフェネチルアミン及びその塩類 | 麻薬 麻薬 麻薬 麻薬 麻薬 麻薬 麻薬 麻薬 麻薬 |
| 2922・31 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 6-ジメチルアミノ-4,4-ジフェニル-3-ヘキサノン (別名ノルメサドン) 及びその塩類 ・ 6-ジメチルアミノ-4,4-ジフェニル-3-ヘプタノン (別名メサドン) 及びその塩類 | 麻薬 麻薬 |
| 2922・39 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 6-ジメチルアミノ-5-メチル-4,4-ジフェニル-3-ヘキサノン (別名イソメサドン) 及びその塩類 ・ 2- (メチルアミノ) -1-フェニルプロパン-1-オン (別名メトカチノン) 及びその塩類 ・ 2- (2-クロロフェニル) -2- (メチルアミノ) シクロヘキサノン (別名ケタミン) 及びその塩類 | 麻薬 麻薬 麻薬 |
| 2922・44 | <ul style="list-style-type: none"> ・ トランス-2-ジメチルアミノ-1-フェニル-3-シクロヘキセン-1-カルボン酸エチルエステル (別名チリジン) 及びその塩類 | 麻薬 |
| 2922・49 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 7- [(10,11-ジヒドロ-5H-ジベンゾ [a,d] シクロヘプテン-5-イル) アミノ] ヘプタン酸 (別名アミネプチン) 及びその塩類 | 麻薬 |
| 2924・29 | <ul style="list-style-type: none"> ・ N- (2- (メチルフェネチルアミノ) プロピル) プロピオンアニリド (別名ジアンプロミド) 及びその塩類 | 麻薬 |
| 2926・30 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 4-シアノ-2-ジメチルアミノ-4,4-ジフェニルブタン (別名メサドン中間体) 及びその塩類 | 麻薬 |
| 2930・90 | <ul style="list-style-type: none"> ・ α-メチル-4-メチルチオフェネチルアミン (別名4-MTA) 及びその塩類 ・ 2,5-ジメトキシ-4- (プロピルチオ) フェネチルアミン及びその塩類 ・ 2- [(ジフェニルメチル) スルフィニル] アセタミド (別名モダフィニル) 及びその塩類 | 麻薬 麻薬 向精神薬 |

| | | |
|---------|---|---|
| 2932・95 | <ul style="list-style-type: none"> ・6a・7・8・9-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名デルタ10テトラヒドロカンナビノール) 及びその塩類 ・6a・7・8・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名デルタ9テトラヒドロカンナビノール) (分解反応以外の化学反応 (大麻取締法 (昭和23年法律第124号) 第1条に規定する大麻草及びその製品に含有されている6a・7・8・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オールを精製するために必要なものを除く。) を起こさせることにより得られるものに限る。) 及びその塩類 ・6a・7・10・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名デルタ8テトラヒドロカンナビノール) (分解反応以外の化学反応 (大麻取締法 (昭和23年法律第124号) 第1条に規定する大麻草及びその製品に含有されている6a・7・10・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オールを精製するために必要なものを除く。) を起こさせることにより得られるものに限る。) 及びその塩類 ・6a・9・10・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名デルタ7テトラヒドロカンナビノール) 及びその塩類 ・7・8・9・10-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名デルタ6a (10a) テトラヒドロカンナビノール) 及びその塩類 ・8・9・10・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名デルタ6a (7) テトラヒドロカンナビノール) 及びその塩類 ・6a・7・8・9・10・10a-ヘキサヒドロ-6・6-ジメチル-9-メチレン-3-ペンチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名デルタ9 (11) テトラヒドロカンナビノール) 及びその塩類 | <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> |
| 2932・99 | <ul style="list-style-type: none"> ・N-エチル-α-メチル-3・4- (メチレンジオキシ) フェネチルアミン (別名N-エチルMDA) 及びその塩類 ・3- (1・2-ジメチルヘプチル) -7・8・9・10-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名DMHP) 及びその塩類 ・N・α-ジメチル-3・4- (メチレンジオキシ) フェネチルアミン (別名MDMA) 及びその塩類 ・3-ヘキシル-7・8・9・10-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-6H-ジベンゾ (b・d) ピラン-1-オール (別名パラヘキシル) 及びその塩類 | <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> |

| | | |
|---------|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ α-メチル-3・4- (メチレンジオキシ) フェネチルアミン (別名MDA) 及びその塩類 ・ N- (α-メチル-3・4- (メチレンジオキシ) フェネチル) ヒドロキシルアミン (別名N-ヒドロキシMDA) 及びその塩類 ・ 3-メトキシ-α-メチル-4・5- (メチレンジオキシ) フェネチルアミン (別名MMDA) 及びその塩類 ・ N-メチル-α-エチル-3・4- (メチレンジオキシ) フェネチルアミン (別名MBDB) 及びその塩類 ・ 2-メチルアミノ-1- (3・4-メチレンジオキシフェニル) プロパン-1-オン及びその塩類 | <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> |
| 2933・33 | <ul style="list-style-type: none"> ・ N- (1- (2- (4-エチル-5-オキソ-2-テトラゾリン-1-イル) エチル) -4- (メトキシメチル) -4-ピペリジル) プロピオンアニリド (別名アルフェンタニル) 及びその塩類 ・ 1- (2- (4-アミノフェニル) エチル) -4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名アレリジン) 及びその塩類 ・ 1- (3-シアノ-3・3-ジフェニルプロピル) -4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名ジフェノキシレート) 及びその塩類 ・ 4-シアノ-1-メチル-4-フェニルピペリジン (別名ペチジン中間体A) 及びその塩類 ・ 4・4-ジフェニル-6-ピペリジノ-3-ヘプタノン (別名ジピパノン) 及びその塩類 ・ 1・2・5-トリメチル-4-フェニル-4- (プロピオニルオキシ) ピペリジン (別名トリメペリジン) 及びその塩類 ・ 1- (3-ヒドロキシ-3-フェニルプロピル) -4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名フェノペリジン) 及びその塩類 ・ 4- (3-ヒドロキシフェニル) -1-メチル-4-ピペリジリエチルケトン (別名ケトベミドン) 及びその塩類 ・ 1- (3-シアノ-3・3-ジフェニルプロピル) -4- (2-オキソ-3-プロピオニル-1-ベンズイミダゾリニル) ピペリジン (別名ベジトラミド) 及びその塩類 ・ 1- (3-シアノ-3・3-ジフェニルプロピル) -4- (1-ピペリジノ) ピペリジン-4-カルボン酸アミド (別名ピリトラミド) 及びその塩類 ・ 1- (3-シアノ-3・3-ジフェニルプロピル) -4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸 (別名ジフェノキシン) 及びその塩類 ・ 1- (1-フェニルシクロヘキシル) ピペリジン (別名フェンシクリジン) 及びその塩類 ・ N- (1-フェネチル-4-ピペリジル) プロピオンアニリド (別名フェンタニル) 及びその塩類 ・ N- (1-メチル-2- (ピペリジノエチル)) -N-2-ピリジルプロピオンアミド (別名プロピラム) 及びその塩類 ・ 2-フェニル-2- (2-ピペリジル) 酢酸メチルエステル (別名メチルフェニデート) 及びその塩類 ・ 1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル及びその塩類 | <p>麻薬</p> <p>向精神薬</p> <p>麻薬</p> |

| | | |
|---------|--|----|
| 2933・39 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3-アリル-1-メチル-4-フェニル-4- (プロピオニルオキシ) ピペリジン (別名アリルプロジン) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ α-3-エチル-1-メチル-4-フェニル-4- (プロピオニルオキシ) ピペリジン (別名アルファメプロジン) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ β-3-エチル-1-メチル-4-フェニル-4- (プロピオニルオキシ) ピペリジン (別名ベータメプロジン) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ α-1・3-ジメチル-4-フェニル-4- (プロピオニルオキシ) ピペリジン (別名アルファプロジン) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ β-1・3-ジメチル-4-フェニル-4- (プロピオニルオキシ) ピペリジン (別名ベータプロジン) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1- (2- (2-ヒドロキシエトキシ) エチル) -4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名エトキシセリジン) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 4- (3-ヒドロキシフェニル) -1-メチルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名ヒドロキシペチジン) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名ペチジン中間体B) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 4-フェニル-1- (3-フェニルアミノプロピル) ピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名ピミノジン) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1- (2- (ベンジルオキシ) エチル) -4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名ベンゼチジン) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ N- (1-メチル-2-ピペリジノエチル) プロピオンアニリド (別名フェナンプロミド) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エステル (1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステルを除く) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 4・4-ジフェニル-6-ピペリジノ-3-ヘキサノン (別名ノルピパノン) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ N- (1- (β-ヒドロキシフェネチル) -4-ピペリジル) プロピオンアニリド (別名ベータヒドロキシフェンタニル) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ N- (1- (β-ヒドロキシフェネチル) -3-メチル-4-ピペリジル) プロピオンアニリド (別名ベータヒドロキシ-3-メチルフェンタニル) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-フェネチル-4-フェニル-4-ピペリジノール酢酸エステル (別名PEPAP) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 4-フルオロ-N- (1-フェネチル-4-ピペリジル) プロピオンアニリド (別名パラフルオロフェンタニル) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸 (別名ペチジン中間体C) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ N- (3-メチル-1-フェネチル-4-ピペリジル) プロピオンアニリド (別名3-メチルフェンタニル) 及びその塩類 | 麻薬 |

| | | |
|---------|---|----------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-メチル-4-フェニル-4-ピペリジノールプロピオン酸エステル (別名MPPP) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ N-(1-(α-メチルフェネチル)-4-ピペリジル)アセトアニリド (別名アセチル-アルファ-メチルフェンタニル) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ N-(1-(α-メチルフェネチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名アルファ-メチルフェンタニル) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-(2-メトキシカルボニルエチル)-4-(フェニルプロピオニルアミノ)ピペリジン-4-カルボン酸メチルエステル (別名レミフェンタニル) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1・2・3・4・5・6-ヘキサヒドロ-8-ヒドロキシ-6・11-ジメチル-3-フェネチル-2・6-メタノ-3-ベンザゾシン (別名フェナゾシン) 及びその塩類 | 麻薬 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1・2・3・4・5・6-ヘキサヒドロ-8-ヒドロキシ-3・6・11-トリメチル-2・6-メタノ-3-ベンザゾシン (別名メタゾシン) 及びその塩類 | 麻薬 |
| 2933・41 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3-ヒドロキシ-N-メチルモルヒナン (右旋性のものを除く。) 及びその塩類 | 麻薬 |
| 2933・49 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3-ヒドロキシ-N-フェナシルモルヒナン (右旋性のものを除く。) 及びその塩類 ・ 3-ヒドロキシ-N-フェネチルモルヒナン (別名フェノモルファン) 及びその塩類 ・ 3・4-ジメトキシ-17-メチルモルヒナン-6β・14-ジオール (別名ドロテバノール) 及びその塩類 ・ 3-ヒドロキシモルヒナン (右旋性のものを除く。) 及びその塩類 ・ 3-メトキシ-N-メチルモルヒナン (右旋性のものを除く。) 及びその塩類 | 麻薬 麻薬 麻薬 麻薬 麻薬 |
| 2933・53 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 5-アリル-5-(1-メチルブチル)バルビツール酸 (別名セコバルビタール) 及びその塩類 | 向精神薬 |
| 2933・55 | <ul style="list-style-type: none"> ・ α-(α-メトキシベンジル)-4-(β-メトキシフェネチル)-1-ピペラジンエタノール (別名ジペプロール) 及びその塩類 ・ 3-(2-クロロフェニル)-2-メチル-4(3H)-キナゾリノン (別名メクロカロン) 及びその塩類 ・ 2-メチル-3-(2-トリル)-4(3H)-キナゾリノン (別名メタカロン) 及びその塩類 | 向精神薬 向精神薬 向精神薬 |
| 2933・59 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-(3-トリフルオロメチルフェニル)ピペラジン及びその塩類 ・ 1-ベンジルピペラジン及びその塩類 ・ 1-(3-クロロフェニル)ピペラジン及びその塩類 | 麻薬 麻薬 麻薬 |
| 2933・99 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2-(4-クロロベンジル)-1-(ジエチルアミノ)エチル-5-ニトロベンズイミダゾール (別名クロニタゼン) 及びその塩類 ・ 1-(ジエチルアミノ)エチル-2-(4-エトキシベンジル)-5-ニトロベンズイミダゾール (別名エトニタゼン) 及びその塩類 ・ 1・3-ジメチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)アザシクロヘプタン (別名プロヘプタジン) 及びそ | 麻薬 麻薬 麻薬 |

| | | |
|---------|---|---|
| | <p>の塩類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3- (2-アミノブチル) インドール (別名エトリプタミン) 及びその塩類 ・ 3- (2- (ジエチルアミノ) エチル) インドール (別名DET) 及びその塩類 ・ 3- (2- (ジメチルアミノ) エチル) インドール (別名DMT) 及びその塩類 ・ 3- ((2-ジメチルアミノ) エチル) -インドール-4-イルリン酸エステル (別名サイロシピン) 及びその塩類 ・ 3- (2- (ジメチルアミノ) エチル) -インドール-4-オール (別名サイロシン) 及びその塩類 ・ 1- (1-フェニルシクロヘキシル) ピロリジン (別名ロリシクリジン) 及びその塩類 ・ 3・7-ジヒドロ-1・3-ジメチル-7- (2- ((α-メチルフェネチル) アミノ) エチル) -1H-プリン-2・6-ジオン (別名フェネチリン) 及びその塩類 ・ 3- (2- (ジイソプロプルアミノ) エチル) -5-メトキシインドール (別名5-Me-o-DIPT) 及びその塩類 ・ 3- (2-アミノプロピル) インドール (別名AMT) 及びその塩類 | <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>向精神薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> |
| 2934・91 | <ul style="list-style-type: none"> ・ N- (4- (メトキシメチル) -1- (2- (2-チエニル) エチル) -4-ピペリジル) プロピオンアニリド (別名スフェンタニル) 及びその塩類 ・ 3-メチル-2-フェニルモルフォリン (別名フェンメトラジン) 及びその塩類 | <p>麻薬</p> <p>向精神薬</p> |
| 2934・99 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3- (N-エチル-N-メチルアミノ) -1・1-ジ- (2-チエニル) -1-ブテン (別名エチルメチルチアンブテン) 及びその塩類 ・ 3-ジエチルアミノ-1・1-ジ- (2-チエニル) -1-ブテン (別名ジエチルチアンブテン) 及びその塩類 ・ 3-ジメチルアミノ-1・1-ジ- (2-チエニル) -1-ブテン (別名ジメチルチアンブテン) 及びその塩類 ・ 4-フェニル-1- (2- (テトラヒドロフルフリルオキシ) エチル) ピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名フレチジン) 及びその塩類 ・ ((3-メチル-4-モルフォリノ-2・2-ジフェニル) ブチリル) ピロリジン及びその塩類 ・ 2-メチル-3-モルフォリノ-1・1-ジフェニル酪酸 (別名モラミド中間体) 及びその塩類 ・ 1- (2-モルフォリノエチル) -4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名モルフェリジン) 及びその塩類 ・ 6-モルフォリノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノン (別名フェナドキソン) 及びその塩類 ・ 4-モルフォリノ-2・2-ジフェニル酪酸エチルエステル (別名ジオキサフェチルブチレート) 及びその塩類 ・ シス-2-アミノ-4-メチル-5-フェニル-2-オキサゾリン (別名4-メチルアミノレクス) 及びその塩類 ・ N- (1- (2- (2-チエニル) エチル) -4-ピペリジル) プロピオンアニリド (別名チオフエンタニル) 及び | <p>麻薬</p> |

| | | |
|---------|---|---|
| | <p>その塩類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 - (1 - (2 - チエニル) シクロヘキシル) ピペリジン (別名テノシクリジン) 及びその塩類 ・ N - (1 - (1 - メチル - 2 - (2 - チエニル) エチル) - 4 - ピペリジル) プロピオンアニリド (別名アルファメチルチオフェンタニル) 及びその塩類 ・ N - (3 - メチル - 1 - (2 - (2 - チエニル) エチル) - 4 - ピペリジル) プロピオンアニリド (別名 3 - メチルチオフェンタニル) 及びその塩類 | <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> |
| 2939・11 | <ul style="list-style-type: none"> ・ コデイン, エチルモルヒネ及びその塩類 ・ ジアセチルモルヒネ (別名ヘロイン) 及びその塩類 ・ ジヒドロコデイノン (別名ヒドロコドン) 及びその塩類 ・ ジヒドロコデイン及びその塩類 ・ ジヒドロヒドロキシコデイノン (別名オキシコドン) 及びその塩類 ・ ジヒドロヒドロキシモルヒノン (別名オキシモルフォン) 及びその塩類 ・ ジヒドロモルヒノン (別名ヒドロモルフォン) 及びその塩類 ・ テバイン及びその塩類 ・ モルヒネ及びその塩類 ・ 7・8 - ジヒドロ - 7α - [1 (R) - ヒドロキシ - 1 - メチルブチル] - 6 - 0 - メチル - 6・14 - エンド - エテノモルヒネ (別名エトルフィン) 及びその塩類 | <p>麻薬</p> |
| 2939・19 | <ul style="list-style-type: none"> ・ N - アリルノルモルヒネ (別名ナロルフィン), そのエステル及びこれらの塩類 ・ ジヒドロデオキシモルヒネ (別名デソモルヒネ), そのエステル及びこれらの塩類 ・ ジヒドロモルヒネ, そのエステル及びこれらの塩類 ・ 6 - ニコチニコデイン (別名ニココジン) 及びその塩類 ・ ノルモルヒネ (別名デメチルモルヒネ), そのエーテル及びこれらの塩類 ・ 14 - ヒドロキシジヒドロモルヒネ (別名ヒドロモルヒノール) 及びその塩類 ・ 6 - メチルジヒドロモルヒネ (別名メチルジヒドロモルヒネ) 及びその塩類 ・ メチルジヒドロモルヒノン (別名メトポン), そのエステル及びこれらの塩類 ・ 6 - メチル - Δ - 6 - デオキシモルヒネ (別名メチルデソルフィン) 及びその塩類 ・ モルヒネ - N - オキシドその他五価窒素モルヒネ及びその誘導体 ・ 3 - 0 - アセチル - 7・8 - ジヒドロ - 7α - (-1 (R) - ヒドロキシ - 1 - メチルブチル) - 6 - 0 - メチル - 6・14 - エンド - エテノモルヒネ (別名アセトルフィン) 及びその塩類 | <p>麻薬</p> |

| | | |
|---------|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ジヒドロコデイン-6- (カルボキシメチル) オキシム (別名コドキシム) 及びその塩類 ・7・8-ジヒドロ-7-α- [1- (R) -ヒドロキシ-1-メチルブチル] -6・14-エンド-エタノテトラヒドロオリパビン (別名ジヒドロエトルフィン) 及びその塩類 ・モルヒネのエーテル (コデイン、エチルモルヒネを除く) 及びその塩類 ・モルヒネのエステル及びその塩類 ・ジヒドロコデイン (別名ヒドロコドン) のエステル及びその塩類 ・ジヒドロコデインのエステル及びその塩類 ・ジヒドロヒドロキシコデイン (別名オキシコドン) のエステル及びその塩類 ・ジヒドロモルヒノン (別名ヒドロモルフォン) のエステル及びその塩類 | <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> |
| 2939・41 | ・1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1 (エフェドリン) 及びその塩類 | 覚せい剤 |
| 2939・42 | ・1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1 (プソイドエフェドリン) 及びその塩類 | 覚せい剤 |
| 2939・49 | <ul style="list-style-type: none"> ・1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1 及びその塩類 ・エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オール (別名ノルエフェドリン) 及びその塩類 | <p>覚せい剤</p> <p>覚せい剤</p> |
| 2939・69 | ・リゼルギン酸ジエチルアミド (別名リゼルギド) 及びその塩類 | 麻薬 |
| 2939・91 | <ul style="list-style-type: none"> ・エクゴニン及びその塩類 ・コカインその他エクゴニンのエステル及びその塩類 ・フェニルメチルアミノプロパン及びこれらの塩類 | <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>覚せい剤</p> |
| 2939・99 | <ul style="list-style-type: none"> ・2-アミノプロピオフェノン及びその塩類 ・1-フェニル-1-クロロ-2-メチルアミノプロパン及びその塩類 ・1-フェニル-1-クロロ-2-ジメチルアミノプロパン及びその塩類 ・1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパン及びその塩類 | <p>麻薬</p> <p>覚せい剤</p> <p>覚せい剤</p> <p>覚せい剤</p> |
| 3002・10 | ・人用の免疫血清 (治験用のもの及び抗原抗体反応の研究用試薬を除く。) | |
| 3002・20 | ・人用のワクチン (治験用のもの及び黄熱ワクチンを除く。) | |
| 30・03 | <p>・1211・30、2918・19から2939・99までの本品目表に掲げる物のいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① コデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類の含有量が全重量の1%以下の製剤であって、この項の①から⑤まで以外の部分に規定する物 (コデイン、ジヒドロコデイン及びこれらの塩類を除く。) を含有しないもの ② 麻薬原料植物以外の植物 (その一部分を含む。) ③ 1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1 | |

| | | |
|-------|--|--|
| | <p>の含有量が全重量の10%以下の物</p> <p>④ 1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1の含有量が全重量の10%以下の物</p> <p>⑤ エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オールの含有量が全重量の50%以下の物</p> | |
| 30・04 | <p>・1211・30、2918・19から2939・99までの本品目表に掲げる物のいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>① コデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類の含有量が全重量の1%以下の製剤であって、この項の①から⑤まで以外の部分に規定する物（コデイン、ジヒドロコデイン及びこれらの塩類を除く。）を含有しないもの</p> <p>② 麻薬原料植物以外の植物（その一部分を含む。）</p> <p>③ 1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1の含有量が全重量の10%以下の物</p> <p>④ 1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1の含有量が全重量の10%以下の物</p> <p>⑤ エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オールの含有量が全重量の50%以下の物</p> | |

2 申請者の資格

- (1) 上記1の表の備考欄に「あへん」とある品目
あへん法（昭和29年法律第71号）第6条第1項の規定に基づく国からの委託を受けた者
- (2) 上記1の表の備考欄に「大麻」とある品目
大麻取締法（昭和23年法律第124号）第4条第1項の規定に基づく許可を得た者
- (3) 上記1の表の備考欄に「麻薬」とある品目
麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第14条第1項の規定に基づく許可を得た者
- (4) 上記1の表の備考欄に「向精神薬」とある品目
麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の9第1項又は同条第2項の規定に基づく許可を得た者
- (5) 上記1の表の備考欄に「覚せい剤」とある品目
覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第30条の6第1項の規定に基づく許可を得た者
- (6) 人用の免疫血清（治験用のもの及び抗原抗体反応の研究用試薬を除く。）
厚生労働省医政局経済課に輸入承認に係る計画書を提出し、その確認を受けた者
- (7) 人用のワクチン（治験用のもの及び黄熱ワクチンを除く。）
厚生労働省医政局経済課に輸入承認に係る計画書を提出し、その確認を受けた者。
ただし、組換え沈降B型肝炎ワクチン及び肺炎球菌ワクチンについては、内示書の交付を受けた者又はその者から委託を受けた者。
- (8) 関税率表の番号等が30・03又は30・04の製剤
 - ① 上記1の表の備考欄に「麻薬」とある品目を含有するもの
麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第14条第1項の規定に基づく許可を得た者
 - ② 上記1の表の備考欄に「向精神薬」とある品目を含有するもの
麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の9第1項又は同条第2項の規定に基づく許可を得た者
 - ③ 上記1の表の備考欄に「覚せい剤」とある品目を含有するもの
覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第30条の6第1項の規定に基づく許可を得た者

3 書面申請手続

- (1) 申請書の提出先
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
- (2) 申請書の受付時間
毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。
- (3) 申請書の提出部数
輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010）2通
- (4) 添付書類
 - ① 医薬品類輸入承認申請明細書〔別紙様式〕1通
 - ② 申請資格を有することを有することを証する書類
 - (a) 上記1の表の備考欄に「あへん」とある品目
あへん法（昭和29年法律第71号）第6条第1項の規定に基づく国からの委託を受けたことを証する証明書の写し1通
 - (b) 上記1の表の備考欄に「大麻」とある品目
大麻取締法（昭和23年法律第124号）第4条第1項の規定に基づく許可書の写し1通
 - (c) 上記1の表の備考欄に「麻薬」とある品目
麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第14条第1項の規定に基づく許可書の写し1通
 - (d) 上記1の表の備考欄に「向精神薬」とある品目
麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の9第1項又は同条第2項の規定に基づく許可書の写し1通
 - (e) 上記1の表の備考欄に「覚せい剤」とある品目
覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第30条の6第1項の規定に基づく許可書の写し1通
 - (f) 人用の免疫血清（治験用のもの及び抗原抗体反応の研究用試薬を除く。）
厚生労働省医政局経済課確認済みの輸入承認に係る計画書の写し1通
 - (g) 人用のワクチン（治験用のもの及び黄熱ワクチンを除く。）
厚生労働省医政局経済課確認済みの輸入承認に係る計画書の写し1通
ただし、組換え沈降B型肝炎ワクチン及び肺炎球菌ワクチンについては、
 - (イ) 内示書の交付を受けた者が申請する場合は、当該内示書の原本
 - (ロ) 内示書の交付を受けた者から発注を受けた者が申請する場合は、当該内示書の原本及び発注書の写し1通
 - (h) 関税率表の番号等が30・03又は30・04の製剤
 - (イ) 上記1の表の備考欄に「麻薬」とある品目を含有するもの
麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第14条第1項の規定に基づく許可書の写し1通
 - (ロ) 上記1の表の備考欄に「向精神薬」とある品目を含有するもの
麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の9第1項又は同条第2項の規定に基づく許可書の写し1通
 - (ハ) 上記1の表の備考欄に「覚せい剤」とある品目を含有するもの
覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第30条の6第1項の規定に基づく許可書の写し1通
 - ③ 当該貨物について金額を確認することが出来る書類（オーダー又はこれに準ずるもの）の写し1通
 - ④ 上記①から③に掲げる書類については、必要がある場合はその原本の提出を求めることがある。ただし、当該原本については確認後返還する。

4 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

- (1) 申請者の届出
電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。
- ① 必要書類
申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）、返信用封筒（宛先を記入し、返信用切手を貼り付けたもの）、委任状（法人代表以外の申請者の場合）、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD（3.5inch, 2HD, 1.44MB）フォーマット済みのもの
（注）外国法人又は外国人の場合は、登記簿謄本又は住民票にかえて所在の証明できる書類
- ② 郵送先
〒100-8901
東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課
- ③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めるところによる。
- (2) 申請手続
輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な「輸入承認申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。
- (3) ダイアルアップ申請
- ① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用のこと。
（a）経済産業省配布の申請書編集ソフトウェア
（b）テキストエディタ
（c）XMLエディタ
- ② 受付電話番号
03-5251-3030
- (4) インターネット申請
申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。
インターネット申請用申請書編集ソフトウェア
- (5) 品目コード
ME
- (6) 受付窓口
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
- (7) 申請受付時間
毎週月曜日から金曜日までの9時から午後5時まで。ただし、行政機関の休日を除く。
※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）
- (8) 添付書類
- ① 申請の資格を有することを証する書類等（3の（4）の①から④の各号に掲げる書類）
- ② 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。）の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）
- ③ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した交付依頼書（様式自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。）
- ④ 上記書類のスキヤナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付資料の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口で郵送又は提出すること。
- ⑤ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。なお、これ

を超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出すること。

⑥ ④及び⑤の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。

⑦ 審査に当たり、必要がある場合は、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。

※電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。

j p e g, j p g, g i f, p d f, t x t, h t m, h t m l, x m l

(9) その他、電子申請に係る運用は運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと

5 輸入承認基準

当該輸入承認申請が3又は4に従って行われたものであることを確認の上、審査の結果適当と認められる場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で承認を行うものとする。

[別紙様式]

医薬品類輸入承認申請明細書

| | | |
|---|--------------------|--------------------|
| <p style="text-align: center;">受 付 年 月 日</p> <p>※</p> | <p>①申請者名</p> | |
| <p style="text-align: center;">受 付 番 号</p> <p>※</p> | <p>②申請者住所</p> | |
| <p>⑤関税率表の番号等</p> | <p>③担当者氏名</p> | <p>④担当者連絡先</p> |
| | <p>⑥商品名</p> | |
| <p>⑦輸入公表上の品目名</p> | | |
| <p>⑧数量及び単位</p> | <p>⑨単価 (US \$)</p> | <p>⑩総額 (US \$)</p> |

記入上の注意事項

- ※印のある欄には記入しないでください。
- 「⑥商品名」欄は、貨物名（和訳）を記入してください。
- 「⑦輸入公表上の品目名」欄は、申請時に輸入公表されている品目名を記入してください。
なお、輸入公表において「別名」の記載のある品目については「別名」での記入を可とします。
- 用紙の大きさは日本工業規格A4とします。

経 済 産 業 省

平成 19・02・27 貿局第 3 号
輸入注意事項 19 第 6 号
経済産業省貿易経済協力局

「化学品等」の輸入の承認について」を別紙のとおり制定する。

平成 19 年 3 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「化学品等」の輸入の承認について

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる化学品等の輸入に係るこの二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

記

1 対象品目

(1) 有害物

| 関税率表の番号等 | 品目 |
|----------|--|
| 25・24 | ・石綿（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号）附則第3条第6号に掲げるものを除く。） |
| 2904・20 | ・4-ニトロジフェニル及びその塩 |
| 2909・19 | ・ビス（クロロメチル）エーテル |
| 2921・45 | ・ベーターナフチルアミン及びその塩 |
| 2921・49 | ・4-アミノジフェニル及びその塩 |
| 2921・59 | ・ベンジジン及びその塩 |
| 3506・91 | ・ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5%を超えるもの |
| 36・05 | ・黄りんマッチ |
| 38・22 | ・4-ニトロジフェニル（その塩を含む。）、ビス（クロロメチル）エーテル、ベンジジン（その塩を含む。）、4-アミノジフェニル（その塩を含む。）又はベーターナフチルアミン（その塩を含む。）をその重量の1%を超えて含有する製剤その他のもの |
| 3824・90 | ・4-ニトロジフェニル（その塩を含む。）、ビス（クロロメチル）エーテル、ベンジジン（その塩を含む。）、4-アミノジフェニル（その塩を含む。）又はベーターナフチルアミン（その塩を含む。）をその重量の1%を超えて含有する製剤その他のもの |
| 4005・20 | ・ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5%を超えるもの |
| 4016・99 | ・ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5%を超えるもの |
| | ・労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第16条 |

| | |
|--|---|
| | 第1項第4号に掲げる物をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物(労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第257号)附則第3条各号に掲げるものを除く。) |
|--|---|

(2) 第一種特定化学物質

| 関税率表の番号等 | 品 目 |
|----------|--|
| 2903・29 | ・ヘキサクロブター-1, 3-ジエン(試験研究用のものを除く。) |
| 2903・52 | ・1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン又はヘプタクロル)(試験研究用のものを除く。) ・1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキゾ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名アルドリン)(試験研究用のものを除く。) |
| 2903・59 | ・ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビシクロ[2.2.1]ヘプタン(別名トキサフェン)(試験研究用のものを除く。) ・ドデカクロロペンタシクロ[5.3.0.0 ^{2,6} .0 ^{3,9} .0 ^{4,8}]デカン(別名マイレックス)(試験研究用のものを除く。) |
| 2903・62 | ・ヘキサクロロベンゼン(試験研究用のものを除く。) ・1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名DDT)(試験研究用のものを除く。) |
| 2903・69 | ・ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ナフタレン(塩素数が三以上のものに限る。)(試験研究用のものを除く。) |
| 2906・29 | ・2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ジコホル)(試験研究用のものを除く。) |
| 2907・19 | ・2・4・6-トリ-ターシャリーブチルフェノール(試験研究用のものを除く。) |
| 2910・40 | ・1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ |

| | |
|---------|---|
| | ーエキソー1, 4ーエンドー5, 8ージメタノナフタレン (別名ディルドリン) (試験研究用のものを除く。) |
| 2910・90 | ・1, 2, 3, 4, 10, 10ーヘキサクロロー6, 7ーエボキシー1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8aーオクタヒドローエンドー1, 4ーエンドー5, 8ージメタノナフタレン (別名エンドリン) (試験研究用のものを除く。) |
| 2921・51 | ・N・N'ージトリルーパラフェニレンジアミン、NートリルーN'ーキシリルーパラフェニレンジアミン (試験研究用のものを除く。) ・N・N'ージキシリルーパラフェニレンジアミン (試験研究用のものを除く。) |
| 29・31 | ・ビス(トリブチルスズ)＝オキシド (試験研究用のものを除く。) |
| 3404・90 | ・ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ナフタレン (塩素数が三以上のものに限る。) (試験研究用のものを除く。) |
| 3824・82 | ・ポリ塩化ビフェニル (試験研究用のものを除く。) |
| 3824・90 | ・ポリ塩化ナフタレン (塩素が三以上のものに限る。) (試験研究用のものを除く。) |

(3) 第一種特定化学物質使用製品

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。)第13条第1項に規定する政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書A又は附属書Bに掲げる化学物質が使用されているものに限る。)

2 申請者の資格

- (1) 上記1の(1)に掲げる有害物
試験研究用に当該貨物を輸入しようとする者
- (2) 上記1の(2)に掲げる第一種特定化学物質
化審法第11条の規定に基づく許可を受けている者
- (3) 上記1の(3)に掲げる第一種特定化学物質使用製品
(※下記5を参照のこと。)

3 書面申請手続

- (1) 申請書の提出先
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(2) 申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。

(3) 申請書の提出部数

輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010）・・・2通

(4) 添付書類

- ① 上記1. の(1)に掲げる有害物については、試験研究用に当該貨物を輸入する旨の説明書1通
- ② 次のいずれかの書類
 - a. 特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第46条第2項に規定する製造等禁止物質の使用許可証の写し1通
 - b. 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第47条第2項に規定する製造等禁止物質の使用許可証の写し1通
 - c. 化審法第11条の規定に基づく許可書の写し1通
- ③ 輸入承認に当たり必要がある場合は、許可証等の原本並びに①及び②に掲げる書類以外の書類の提出を求められることがある。
- ④ 提出書類は原則として返還しない。ただし、許可証等の原本は確認後返還する。

4 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

① 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）、返信用封筒（返信用切手を貼り付けて、宛先を記入のこと）、委任状（法人代表以外の申請者の場合）、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD（3.5inch, 2HD, 1.44MBフォーマット済みのもの）

(注) 外国法人又は外国人の場合は、登記簿謄本又は住民票にかえて所在の証明できる書類

② 郵送先

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

- ③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な「輸入承認申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

(3) ダイヤルアップ申請

① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用のこと。

(イ) 経済産業省配布の申請書編集ソフトウェア

(ロ) テキストエディタ

(ハ) XMLエディタ

② 受付電話番号

03-5251-3030

(4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。

インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

(5) 品目コード

CH

(6) 受付窓口

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(7) 申請受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。ただし、行政機関の休日を除く。

※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）

(8) 添付書類

① 上記1の(1)に掲げる有害物については、試験研究用に当該貨物を輸入する旨の説明書

② 次のいずれかの書類

a. 特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第46条第2項に規定する製造等禁止物質の使用許可証

b. 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第47条第2項に規定する製造等禁止物質の使用許可証

c. 化審法第11条の規定に基づく許可書

③ 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。）の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）

- ④ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した交付依頼書（様式自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。）
- ⑤ 上記書類のスキャナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付資料の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。
- ⑥ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。
- ⑦ ⑤及び⑥の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
- ⑧ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。
※電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。
j p e g , j p g , g i f , p d f , t x t , h t m , h t m l , x m l
- (9) その他、電子申請に係る運用は運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

5 輸入承認基準

当該輸入承認申請が3又は4に従って行われたものであることを確認の上、審査の結果適当と認められる場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で承認を行うものとする。

なお、「第一種特定化学物質使用製品」については、化審法第13条の規定に基づき輸入が禁止されているため、原則、承認されません。

経 済 産 業 省

平成 19・02・27 貿局第 3 号
輸入注意事項 19 第 7 号
経済産業省貿易経済協力局

「火薬類」の輸入の承認について」を別紙のとおり制定する。

平成 19 年 3 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「火薬類」の輸入の承認について

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる火薬類の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

記

1 対象品目

| 関税率表の番号等 | 品名 |
|----------|---|
| 36・01 | 火薬 |
| 36・02 | 爆薬 |
| 36・03 | <p>導火線、導爆線、火管、イグナイター（次に掲げるものを除く。）及び雷管</p> <p>イ 火薬0.1グラム以下のイグナイターのうち、黒色火薬を使用し電気により点火する構造のもの</p> <p>ロ 自動車用エアバッグガス発生器に組み込んで用いるイグナイターであって、次の（1）から（6）までに掲げる要件を満たすもの</p> <p>（1）火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。以下同じ。）の量が0.26グラム以下のもの又は火薬の量が0.09グラム以下であり、かつ、爆薬の量が0.025グラム以下のものであること。ただし、点火部（イグナイターの部分品であって、点火薬が充てんされているものをいう。以下同じ。）を2つ有するもの場合には、それぞれの点火部の火薬の量が0.26グラム以下であること。</p> <p>（2）電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造であること。</p> <p>（3）火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。</p> <p>（4）外殻は、防錆性を有する材質であること。</p> <p>（5）内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。</p> <p>（6）点火部を2つ有するもの場合には、それぞれの点火部が（1）から（5）までの要件を満たし、かつ、一方の点火部の点火が他方の点火部の点火を引き起こさない構造であること。</p> <p>ハ 自動車用シートベルト引っ張り固定器に用いるガス発生器（L字型ガス発生器を含む。）、自動車用乗員前方移動拘束装置に用いるガス発生器又は自動車用歩行者衝撃緩和ボンネット上昇装置に用いるガス発生器に組み込んで用いるイグナイターであって、次の（1）から（5）までに掲げる要件を満たすもの</p> <p>（1）火薬の量が0.26グラム以下のもの又は火薬の量が0.09グラム以下であり、かつ、爆薬の量が0.025グラム以下のものであること。ただし、自動車用乗員前方移動拘束装置に用いるガス発生器に組み込んで用いるもの場合には、火薬の量が0.25グラム以下のものであること。</p> <p>（2）電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造であること。</p> <p>（3）火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。</p> |

- (4) 外殻は、防精性を有する材質であること。
 (5) 内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。

2 申請者の資格

- (1) 関税率表第36・01項に該当する貨物（火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。）第2条第1項第1号に規定する火薬に限る。）については次のいずれかに該当する者
- ① 火取法第3条の規定に基づく火薬類の製造の許可を受けている者又は火取法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可を受けている者であつて、かつ、火取法第12条第1項の規定による許可を受けている者又は火取法第13条のただし書の規定による許可を受けている者。
 - ② ①以外の者にあつては、申請貨物につき火取法第24条の規定に基づく輸入の許可を受けた者。
- (2) 関税率表第36・02項に該当する貨物（火取法第2条第1項第2号に規定する爆薬に限る。）
 (1)に同じ。
- (3) 関税率表第36・03項に該当する貨物（火取法第2条第1項第3号に規定する火工品に限る。）
 (1)に同じ。
- (4) 上記に掲げる品目以外の貨物にあつては、当該貨物を輸入しようとする者。

3 書面申請手続

- (1) 申請書の提出先
 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
- (2) 申請書の受付時間
 毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。
- (3) 申請書の提出部数
 輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010） 2通
- (4) 添付書類
- ① 2の(1)から(3)までに該当する場合
 - (イ) 輸入承認申請明細書〔別紙様式1〕 2通
 - (ロ) 申請資格を有することを証する書類の写し 2通
 - (ハ) 当該申請貨物のカタログ類 2通
 - (ニ) 当該申請貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類の写し 2通
 - ② 2の(4)に該当する場合
 - (イ) 輸入承認申請明細書〔別紙様式1〕 2通
 - (ロ) 当該申請貨物の輸入を必要とする理由を説明する書類 2通
 - (ハ) 当該申請貨物のカタログ類 2通
 - (ニ) 当該申請貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類の写し 2通
 - ③ 審査に当たり、必要がある場合には、許可書等の原本並びに①及び②に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。
 - ④ 提出書類は原則として返還しない。ただし、許可書等の原本は確認後返還する。
- (5) 添付書類の省略
 (4)①(ロ)の申請資格を有することを証する書類（以下「資格許可書等」という。）については、以下の書類を提出し受理された場合には、以降の同様の申請において資格許可書等の添付を省略することができる。また、提出した資格許可書等に変更があった場合には、変更後の資格許可書等を同様に提出し受理された場合には、以降の同様の申請において資格許可書等の添付を省略することができる。
- ① 資格許可等対象書類
 - (イ) 火取法第3条の規定に基づく火薬類の製造の許可
 - (ロ) 火取法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可
 - (ハ) 火取法第12条第1項の規定による許可

(ニ) 火取法第13条ただし書の規定による許可

(ホ) (イ) から (ニ) までの許可書の内容を変更したことを証する書類

② 提出書類

(イ) 資格許可書等の写し 2通

(ロ) 申請書本人が当該資格許可書等の写しは原本と相違ないことを誓約した別紙様式2による書類（以下「原本誓約書」という。） 2通

4 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

① 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）、返信用封筒（返信用切手を貼り付けて、宛先を記入のこと）、委任状（法人代表以外の申請者の場合）、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD（3.5inch, 2HD, 1.44MBフォーマット済みのもの）

(注) 外国法人又は外国人の場合は、登記簿謄本又は住民票にかえて所在の証明できる書類

② 郵送先

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な「輸入承認申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

(3) ダイアルアップ申請

① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用のこと。

(イ) ダイアルアップ申請用申請書編集ソフトウェア

(ロ) テキストエディタ

(ハ) XMLエディタ

② 受付電話番号

03-5251-3030

(4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。

インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

(5) 品目コード

PL0

(6) 受付窓口

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(7) 申請受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。ただし、行政機関の休日を除く。

※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）

(8) 添付書類

① 2の(1)から(3)までに該当する場合

(イ) 輸入承認申請明細書〔別紙様式1〕

(ロ) 申請資格を有することを証する書類

(ハ) 当該申請貨物のカタログ類

(ニ) 当該申請貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類

- ② 2の(4)に該当する場合
 (イ) 輸入承認申請明細書〔別紙様式1〕
 (ロ) 当該申請貨物の輸入を必要とする理由を説明する書類
 (ハ) 当該申請貨物のカタログ類
 (ニ) 当該申請貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類
- ③ 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号(電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。)の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類(以下「原本証明書」という。)
- ④ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した交付依頼書(様式自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。)
- ⑤ 上記書類のスキヤナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付書類の送り状(以下「送り状」という。)を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。
- ⑥ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。
- ⑦ ⑤及び⑥の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
- ⑧ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。
 ※電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。
 jpeg, jpg, gif, pdf, txt, html, htm, xml
- (9) 添付書類の省略
 (8)①(ロ)の申請資格を有することを証する書類(以下「資格許可書等」という。)については、以下の書類を提出し受理された場合には、以降の同様の申請において資格許可書等の添付を省略することができる。また、提出した資格許可書等に変更があった場合には、変更後の資格許可書等を同様に提出し受理された場合には、以降の同様の申請において資格許可書等の添付を省略することができる。
- ① 資格許可等対象書類
 (イ) 火取法第3条の規定に基づく火薬類の製造の許可
 (ロ) 火取法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可
 (ハ) 火取法第12条第1項の規定による許可
 (ニ) 火取法第13条ただし書の規定による許可
 (ホ) (イ) から (ニ) までの許可書の内容を変更したことを証する書類
- ② 提出書類
 (イ) 資格許可書等の写し 2通
 (ロ) 別紙様式2による原本誓約書 2通
- (10) その他、電子申請に係る運用は運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

5 輸入承認の基準

当該輸入承認申請が3又は4に従って行われたものであることを確認の上、審査の結果適当と認められる場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で承認を行うものとする。

[別紙様式1]

火 薬 類 輸 入 承 認 申 請 明 細 書

【火薬・爆薬・火工品・その他】

| | | |
|----------------|--------------------|-------------|
| 受 付 年 月 日 ※ | ① 申請者名及び住所 | 担当者氏名 (TEL) |
| 受 付 番 ※ | ② 需要者名 (設置場所又は工場名) | |
| | ③ 最終需要者名 | |

| | | | |
|------------|-------|--------|-----------------|
| ④ 関税率表の番号等 | ⑤ 原産地 | ⑥ 船積地域 | ⑦ 国連番号 (UN No.) |
|------------|-------|--------|-----------------|

| ⑧ 貨物名・貨物の説明等 [型・銘柄・仕様 規格・構造・火薬の組成及び数量] | 数量及び単位 | 単 価 | 総 額 |
|--|--------|-------|-----|
| | | | |
| 総 計 | | _____ | |

(裏面につづく)

(裏面)

| |
|---|
| ⑨ 貨物の用途 |
| ⑩ 輸出業者名 (住所) |
| ⑪ 製造業者名 (住所) |
| ⑫ 特別の有効期間の設定 ・ 輸入承認の日から _____ 月 ・ 理 由 |

記入上の注意事項

1. ※印のある欄には記入しないでください。
2. 「【火薬・爆薬・火工品・その他】」から該当するものを○で囲んでください。
3. 「⑦ 国連番号 (UN No.)」欄は、火薬類を含む貨物の場合のみ記入してください。
4. 「⑧ 貨物名・貨物の説明等」欄
貨物名 (和訳) ・貨物の説明 (型・銘柄・仕様・規格・構造・火薬の組成及び数量) を記入してください。欄内に書ききれない場合は別紙に記入してください。
5. 「⑫ 特別の有効期間の設定」欄
輸入承認証の有効期間は承認をした日から6箇月と定められていますが、この期間内に輸入が不可能な場合には特別の有効期間を設定することができます。
この欄に必要な期間とその理由を記入し、特別の有効期間を必要とすることを立証する書類を添付してください。
6. 用紙の大きさは日本工業規格A4とします。

原 本 誓 約 書

経済産業大臣 殿

申請者記名
押印又は署名
住 所

本申請に係る添付書類のうち、以下の書類の写しについては、私（当社）が保有する原本と相違ないことを証明します。

- 火薬類取締法第3条の規定に基づく火薬類の製造の許可
許可番号 _____

- 火薬類取締法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可
許可番号 _____

- 火薬類取締法第12条第1項の規定による火薬庫設置等の許可
許可番号 _____

- 火薬類取締法第13条ただし書の規定による許可
許可番号 _____

- 上記許可書の内容を変更したことを証する書類
許可番号等 _____

記入上の注意事項

1. 該当する書類に☑マークしてください。
2. 許可番号等については、許可番号を記入してください。ただし、許可番号のない書類については、当該書類の受理年月日を記入してください。
3. 用紙の大きさは日本工業規格A4とします。